



「ワクチン・検査パッケージ制度」とは・・・

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において、飲食店等の従業者が、利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果いずれかを確認することにより、感染リスクを軽減させ、行動制限の緩和を可能とする制度です。

#### 《緩和の内容》

##### 人数制限

緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域等において、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請された場合でも、「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用する場合、人数制限なく会食が可能となります。（同一グループの同一テーブル5人以上の会食が可能です。）

#### 《確認方法》

##### 【ワクチン接種歴の確認】

予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等含む）により利用者が2回接種を完了していること、2回目の接種から14日以上経過していることを確認。その際、身分証明書等により本人確認を実施。

##### 【検査結果の確認】

医療機関や衛生検査所・薬局等の検査実施者が発行した検査結果通知書により利用者の検査結果が陰性であることを確認。その際、身分証明書等により本人確認を実施。

- ・PCR検査等（検体採取日の3日後まで有効）
- ・抗原定性検査（採取日の翌日まで有効）